

Ⅲ いじめの認識

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条】

※いじめに当たるか否かの判断は、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する立場に立って組織的に行います。

※「一定の人的関係」のある者とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指します。

※「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的に関わるものではないが心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。

※「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなども意味しています。

旧来の、「一方的」「継続的」「深刻な苦痛」という基準ではありません。些細なことでも「気がかりなこと」を放置せずに組織的に対応しましょう。



【平成25年「生徒指導リーフ いじめの『認知件数』】

（国立教育政策研究所）より】